

答 申 第 2 0 1 号
平成28年10月31日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 萩原 聡 央



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成28年10月20日付け岐阜市子支第455号で依頼のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について

(1) 事案の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局（以下「厚労省」という。）は、ひとり親世帯等（母子世帯、父子世帯及び養育者世帯（父母のいない児童が、養育者によって養育されている世帯をいう。）をいう。以下同じ。）の生活の実態を把握し、ひとり親世帯等に対する福祉対策の充実を図る施策を行うための基礎資料を得ることを目的とした平成28年度全国ひとり親世帯等調査（以下単に「調査」という。）を、全国の各地方公共団体の協力により実施する。

調査は、厚労省から指定された調査対象の地区（別紙「平成28年度全国ひとり親世帯等調査 調査区名簿」に記載された平成22年度時点の国勢調査地区をいう。以下「調査区」という。）の各戸（779世帯）を全て訪問しながら調査対象者に該当するか確認して行うこととなっている。

調査区のひとり親世帯等を抽出して正確かつ効率的に調査を実施するために、子ども未来部子ども支援課が保有する児童扶養手当受給資格者名簿に記載された個人情報を利用目的以外の目的のために利用する。

(2) 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報 児童扶養手当受給資格者名簿の氏名及び住所

2 意見

適当なものと認める。